

国土交通労働組合東京気象支部規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この組合は、国土交通労働組合東京気象支部（以下単に支部）という。

(事 務 所)

第2条 この支部のおもな事務所を東京都気象庁内におく。

(目 的)

第3条 この支部は、国土交通労働組合の下部組織として次に掲げる項目を達成し、もつて働く者が幸福となることを目的とする。

- (1) 職場の厳しい現状を打破して、家族を含めた生活改善と労働者の地位を向上させること。
- (2) あらゆる格差を是正するとともに貧困を解消し、国民の暮らし・生活を改善する国土交通行政を実現すること。
- (3) 自らの団結を強め、仲間を増やし、連帯の輪を広げて、国土交通行政に関係するすべての労働者の明るい未来を築くこと。
- (4) 民主主義の発展をめざし、憲法と平和を守ること。
- (5) 気象事業の発展と民主化をはかり国民を自然の脅威から守ること。

(事 業)

第4条 この支部は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 組合員の身分保障、待遇改善および労働条件の維持向上に関する事。
- (2) 気象事業の充実および民主化に関する事。
- (3) 組合員の職能、人格および教養の向上に関する事。
- (4) 組合員の福利厚生のため必要な事。
- (5) 組合員の体位向上および親睦に関する事。
- (6) 組合員の利害に関係ある諸法規の合理化および法的措置の促進に関する事。
- (7) 機関紙（誌）および出版物の編集ならびに発行に関する事。
- (8) 組合員の国公共済会、中央労働金庫の利用に関する事。
- (9) 前各号の事業を行うため必要な団体交渉に関する事。
- (10) 他団体との提携に関する事。
- (11) その他、多数制により必要であると決定された事。

第2章 組 合 員

(資 格)

第5条 気象庁本庁及び施設等機関（気象研究所を除く）に勤務する職員は、だれでもこの

支部に加入することができる。また、大会の決議によってその他の気象官署に勤務する職員でも、その資格を持つことができる。ただし、長官、次長、部長等、当局の利益を代表するものはその限りではない。

(加入および脱退)

第6条 この支部への加入は、前条の資格をもち、この支部の規約に賛成し所定の手続きを完了したときに確定する。

2. この支部から脱退しようとするときは、その理由を明記して、所定の手続きを終えなくてはならない。ただし、支部に対する一切の債務を償還し、なおその月の組合費は納入しなければならない。
3. この加入および脱退の手続きは、執行委員会が行う。

(資格の喪失)

第7条 組合員は、次の場合その資格を失う。

- (1) 脱退した場合。
- (2) 除名された場合。
- (3) 退職または、他支部に属する官署に転勤した場合。ただし、本省支部に属する部局に出向した場合は引き続き東京気象支部への所属を選択することができる。
- (4) 第5条のただし書の職についての場合。

(権利および義務)

第8条 組合員は、すべて平等に次の権利をもっている。

- (1) 支部のすべての活動に参加し、また支部の利益をうけること。
- (2) 支部のすべての問題に意見をのべ、且つ、決議に参加すること。
- (3) 役員および各機関構成員に選挙されること。また役員および各機関構成員を選挙すること。
- (4) 正当な理由なく、または所定の手続きを終えずに、除名その他の処分を受けないこと。
- (5) 役員を批判し、且つ、その罷免を要求すること。
- (6) 会計の監査を要求すること。
- (7) 機関の行動についての報告を求めるこ。

2. 組合員は、次の義務を誠実に履行しなければならない。

- (1) 支部規約を守ること。
- (2) 決議事項に従うこと。
- (3) 組合費を加入の月から毎月所定の期日に納入すること。ただし病気療養等により長期にわたり勤務を離れる者は組合費を納入しないことができる。
- (4) 役員に選挙された場合、正当な理由がないのに就任を拒まないこと。

第3章 機 関

(機関の区分および名称)

第9条 この支部には次の機関をおく。

- (1) 支部大会 (以下大会という)
- (2) 支部委員会
- (3) 支部執行委員会 (以下執行委員会という)
- (4) 支部分会代表者会議 (以下分会代表者会議という)
- (5) 支部監査委員会 (以下監査委員会という)
- (6) 支部選挙管理委員会 (以下選挙管理委員会という)

(補助機関)

第10条 この支部の各機関に必要と認められる補助機関として分科会その他を設けることができる。

(会議成立の条件)

第11条 すべての会議は、それを構成する有資格者の半数以上の出席によって成立する。

(会議運用の原則と決議のやり方)

第12条 会議は、出席者の真実の意見が述べられ、全員の納得のいくように運用されなければならない。

2. 結論は、過半数の同意見によって決定される。
3. すべての会議は、組合員の前に公開されなければならない。

(重要事項の決議のやり方)

第13条 次のことは、会議で討議され結論が得られた後、すべての組合員が平等に参加する機会を有する直接秘密の投票による全組合員の過半数の同意が必要である。

- (1) 規約の変更。
- (2) 連合体への加入および脱退。
- (3) その他これに準ずる重要な事項の決定。

第1節 大 会

(大会の性格)

第14条 大会は、この支部の最高の決議機関である。

(大会の構成)

第15条 大会は、大会代議員で構成する。大会代議員は別に定める規則によって組合員の平等に参加する機会を有する直接秘密の投票による多数決によって選出する。

2. 大会代議員の任務は、大会から次期大会まで1年とする。
3. やむをえない事故によって出席できない大会代議員は、他の大会代議員、または組合員に委任しなければならない。委任状は一人につき一枚とし、大会代議員と同等の権限を持つ。

(会期および手続き)

第16条 大会は、毎年、会計年度終了後2ヶ月以内に執行委員長が召集する。

2. 執行委員長は、大会の日時、場所および議題を少なくとも大会開催の10日前に各分会に通知するとともに別に公示しなければならない。
3. 次のような場合には、臨時大会を召集しなければならない。
 - (1) 組合員の5分の1以上が連署で議題を添えて要求した場合。
 - (2) 支部委員会または執行委員会が必要と認めた場合。

(議案の提出)

第17条 大会代議員、5名以上の賛成を得た組合員、分会および執行委員会は、大会に議案を提出することができる。ただし、その場合には大会開催の少なくとも15日前に議案を執行委員長の手元に提出することを原則とする。

(任務および権限)

第18条 大会は規約に含まれるすべての事項について審議し、今までの支部の事業を批判検討し、次の大会までの方針や計画を決める。

2. 次の事項は大会で討議しなければならない。
 - (1) 予算および決算に関すること。
 - (2) 支部の他団体加入および脱退ならびに連絡提携に関すること。
 - (3) 第16条第3項第1号および第17条によって提案された議題。
 - (4) 支部費および臨時費に関すること。
 - (5) 規約の変更および諸規則の決定または変更に関すること。
 - (6) 組合員の処分に関すること。
 - (7) 役員の選出および弾劾に関すること。
 - (8) 選挙監理委員の任命に関すること。
 - (9) 支部の合併または解散に関すること。

(大会の運用方法)

第19条 大会は議長団によって運用される。議長団は大会代議員の互選による。

第2節 支部委員会

(支部委員会の性格)

第20条 支部委員会は大会から大会までの間の決議機関であり、大会につぐものである。

(支部委員会の構成)

第21条 支部委員会は支部委員で構成する。支部委員は別に定める規則により第15条に準じて選出する。

2. 支部委員の任期は選出決定から支部委員会終了までとする。
3. 事故によって出席できない支部委員は他の支部委員または組合員に議決を委任しなければならない。委任状に関しては、第15条第3項に準ずる。

(会期および手続き)

第 22 条 支部委員会は、大会から大会までの間に一回以上開かれる。召集事務は執行委員長が行う。

2. 執行委員長は、支部委員会の開催日の少なくとも一週間前に、開催日時、場所および議題を支部委員および分会に通知するとともに、別に公示しなければならない。

3. 次のような場合は、執行委員長は臨時に支部委員会を招集しなければならない。

(1) 3 分会以上が、同一議題で要求した場合。

(2) 執行委員会が開催の必要を判断した場合。

(議案の提出)

第 23 条 すべての機関、および分会または執行委員、支部委員および組合員 3 名以上の賛成を得た組合員は、支部委員会に議案を提出することができる。

(任務および権限)

第 24 条 支部委員会は大会の決定にもとづいて、方針・事業の具体化を審議する。

2. 次の事項は、支部委員会で討議しなければならない。

(1) 前回の大会または、支部委員会以後に行われた各機関、組織の業務の報告を求め、それを批判検討する。

(2) 大会から付託されたこと。

(3) 執行委員会から諮問されたこと。

(4) 執行委員会に勧告すべきこと。

(5) 規約または規則の疑義の解釈と諸規則の変更。

(6) 予算の補正に関する事。

(7) 組合員の処分に関する事。

(8) 第 22 条第 3 第 1 号、第 2 号および第 23 条によって提案された議題

(9) その他の重要な事項に関する事。

(支部の委員会の運用)

第 25 条 支部委員会は議長団によって運用される。議長団は、支部委員の互選による。

第 3 節 執行委員会

(執行委員会の性格)

第 26 条 執行委員会は、この組合の執行機関であって大会および支部委員会の決定にもとづいて事業を行い、組合員、大会、支部委員会に責任を負う。

(執行委員会の構成)

第 27 条 執行委員会は、執行委員長、副執行委員長、書記長および執行委員で構成する。

(会期および手続)

第 28 条 執行委員会は、必要に応じて執行委員長が召集する。

2. 前項のほか、全執行委員の3分の1以上が要求した場合は、執行委員長は召集しなければならない。

(議案の提出)

第29条 役員および各事業部は、執行委員会に議案を提出できる。

(任務および権限)

第30条 執行委員会は次のことを行う。

- (1) 大会、支部委員会および分会代表者会議開催の事務をつかう。
- (2) 各機関の議事および経過を機関紙に掲載すること。
- (3) 第29条にもとづく議案を審議すること。
- (4) 事業経過および会計その他必要事項を大会、支部委員会に報告し、承認をうけなければならない。
- (5) 各事業部を運営すること。
- (6) 機関紙(誌)の発行に関する事。
- (7) 支部会計に関する事。
- (8) 他団体との連絡、提携に関する事。
- (9) その他必要な事項。

(執行委員会の運用)

第31条 執行委員長は、執行委員会の議長をつとめる。

2. 執行委員会は、組合の目的、事業が円滑に遂行されるように、組合の各機関、サークルなどと連絡を密接にし、事業の全般を批判しつつ、大会や、支部委員会の決定に基づいて執行しなければならない。

3. 書記長は、議事を整理して書記局に保存しなければならない。

第4節 分会代表者会議

(分会代表者会議の任務と構成)

第32条 分会代表者会議は執行委員会、分会長および分会役員で構成し、執行委員会と分会および、分会相互の連絡、調整を行う。

第5節 監査委員会

(監査委員会の性格)

第33条 監査委員会は、直接にすべての組合員に対し、責任を有する監査機関である。

(監査委員会の構成)

第34条 監査委員会は監査委員で構成する。

(会期および手続)

第35条 監査委員会は、必要に応じて監査委員会議長が召集する。

2. 5分会以上の要求があった場合は、監査委員会は会議しなければならない。

(議案の提出)

第36条 前条2項の分会は、監査委員会開催要求の際、議案を提出しなければならない。

(任務および権限)

第37条 監査委員会は、次の事項を行う。

- (1) 執行委員会に四半期ごとおよび年度会計の決算報告を求め、これを監査する。
- (2) その他みずから必要と認めた場合および第35条の議案について、執行委員会に事業および会計資料の提出を求め監査する。
- (3) 監査委員会が監査したことは、大会および支部委員会に報告し、監査結果の審議を求めなければならない。
- (4) その他必要と認めたことについて、その意見を大会または、支部委員会に発表し、審議を求める。

(監査委員会の運用)

第38条 監査委員会は議長によって運用される。議長は監査委員の互選による。

2. 議長は議事を整理して、書記局に保存しなければならない。

第6節 選挙管理委員会

(選挙管理委員会の任務と選出)

第39条 選挙管理委員会は、選挙規則にもとづいて、選挙事務を主宰統轄する。

2. 選挙管理委員会は、執行委員長が推薦し、大会の承認を得る。選挙管理委員会の任期は役員に準ずる。

第4章 支 部 役 員

(役 員)

第40条 この支部に次の役員をおく

(1) 執行委員長 1名	(2) 副執行委員長 若干名	(3) 書記長 1名
(4) 執行委員 若干名	(5) 監査委員 若干名	

(任期および義務)

第41条 役員の任期は大会より次期大会までの1か年とし、再任を妨げない。

2. 役員は別に定める規則により大会において大会代議員の直接かつ秘密の投票により、投票者の過半数によって選出する。

ただし、やむをえず役員選挙が必要な場合は、大会代議員による書面投票を行うことができる。

3. 役員および上部機関役員は、大会代議員、支部委員を兼ねることはできない。且つ、監査委員は他の役員を兼ねることはできない。

4. 役員は任期中であっても、正当な理由がある場合には、機関の承認をうけて辞任することができる。その場合の補充は、執行委員会が本条第2項によって処理する。
5. 役員は第18条第2項の7の弾劾が成立した場合は辞任する。
6. 役員の退任の事由が生じた後も、新役員が就任するまではつづけて職務を行うものとする。ただし弾劾による退任はこの限りではない。
7. 補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
8. 役員は、大会、支部委員会およびその属する会議に出席する。故なくして欠席してはならない。
9. 役員は、組合員に責任を負うものであることを自覚し、規約、規則各種機関の決議にしたがい、各自の分担を通じて支部の目的達成に最善の努力をしなければならない。

(執行委員長)

第42条 執行委員長は、この支部を代表する。

2. 執行委員長は、第28条によって執行委員会を招集し、第31条によってその議長としての任務を持つ。
3. 執行委員長は、執行委員を指名して、執行委員会の業務を分担させることができる。
4. 執行委員長は、事業部運営のため、副部長、および部員として組合員を委嘱することができる。
5. 執行委員長は、選挙管理委員若干名を大会に推薦する。

(副執行委員長)

第43条 副執行委員長は、執行委員長をたすけ、執行委員長に事故ある場合は、あらかじめ執行委員長の指名した副執行委員長がこれを代行する。

(書記長)

第44条 書記長は、書記局を主宰統轄する。

(執行委員)

第45条 執行委員は、業務を分担執行する。

(監査委員)

第46条 監査委員は、第37条の仕事をする。

(報酬)

第47条 役員は、大会の決議があれば一定の報酬をうけることができる。

第5章 組織

第1節 分会

(分会)

第 48 条 この支部が民主的且つ、合理的に運営される基本組織として分会を置く。

2. 分会には分会長をおく。分会長は分会を代表する。
3. 分会は、職場単位を原則とし、実情に応じ、大会の承認を経て、職場をいくつかの分会にわけたり、あるいは二つ以上の職場と合して一分会とすることができる。
4. 分会は必要に応じて班をおくことができる。
5. 分会は、この規約に反しないかぎり自主的に規約を定め、変更し、且つ、分会役員を選ぶことができる。その際それを執行委員長に報告するものとする。また分会は次の仕事をしなければならない。
 - (1) 分会の組合員の移動を記録保存し、報告する。
 - (2) 組合費の徴収、納入を行う。

(分会連絡会)

第 49 条 この支部の事務の円滑をはかるために、分会連絡会を設けることができる。

第 2 節 事 業 部

(事業部の構成)

第 50 条 第 4 条の事業を具体化するために、各種事業部を設ける。

2. 事業部は、部長、副部長および部員で構成される。部長は執行委員が分担する。副部長、部員は執行委員および組合員のなかから執行委員会の議を経て、執行委員長が委嘱する。

(事業部の任務)

第 51 条 各事業部は次のことを行う。

- (1) 決議機関の決議にもとづく諸事業を具体化するために執行委員会の統轄のもとに部会を開き、決定したことを実施する。ただし、中央労働金庫に利用に関しては、その利用を円滑にするため労金推進委員会を設ける。組合員が中央労働金庫を利用するには別に定めた労金推進委員会規則による。

第 3 節 書 記 局

(書記局の構成)

第 52 条 この支部の事務を処理するために書記局をおく。

2. 書記局は、書記長、書記局員および書記で構成する。
3. 書記は、執行委員長が任命する。

ただし、大会または、支部委員会の承認を受けなければならない。

(書記局の任務)

第 53 条 書記局は、書記長の主宰統轄をうけて次の仕事を行う。

- (1) 各種会議の正確な議事録の保管。
- (2) 組合員名簿を作成、保管し、組合員の移動を記録する。
- (3) 規約変更、役員改（補）選など支部としての重要事項の記録および必要な諸手続きを処理する。
- (4) 組合日誌を作成、保管する。
- (5) その他組合事務に必要なこと。

第6章 会 計

(経 理)

第54条 この支部の経費は、組合費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2. 組合費の額は大会で決定し、毎月定められた日までに納入する。一旦納入した組合費はいかなる理由があっても返却しない。
- 3. 大会、支部委員会が必要と認めた場合は、前項にかかわらず、臨時に徴収することができる。
- 4. この支部の支出は予算にもとづいて行う。
- 5. この支部の収入金の管理および収入と支出とは執行委員会の責任とする。

(帳 簿)

第55条 この支部は次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 組合費入納簿 (2) 現金出納簿 (3) 予算支出内訳簿
- (3) 備品簿

2. 組合員は、執行委員会に申し出て、いつでも前項の帳簿を閲覧することができる。

(会計年度)

第56条 この支部の会計年度は、8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(会計決算報告および監査)

第57条 執行委員会は、四半期ごとの決算の中間報告を監査委員会に提出し、監査をうけ大会、または支部委員会の承認を得なければならない。

第7章 規 律

(権利の停止)

第58条 組合員が組合費を3ヶ月以上納入しない場合には第8条第2項第3号ただし書きに該当する場合を除き、第8条の諸権利が停止されることがある。ただし滞納した分を納入した場合は直ちに権利は復活する。

(忠告および除名)

第59条 この組合の規約が守られ、秩序が維持され、あるいは組合が不利益をこうむら

ないための、組合員同士の自主的規律として、忠告および除名の処分がある。

2. 忠告は、わずかな過失、深い悪意のない行動にたいして、ふたたび誤らないようにするために行われる。
3. 除名は、最も重い処分で、該当する者が、そのまま組合員としての権利義務を行使する場合は組合全体が大きな不利益を受け、対面、名誉がはなはだしく傷つけられるおそれがあると認められた場合に行われる。

(審査の要求とその審査)

第 60 条 前条の審査の要求は、組合員 10 名以上が一致した理由を付して、執行委員会に対して行う。執行委員会はこれを受け、大会または支部委員会に提案しなければならない。

2. 大会または支部委員会は、3 分の 2 以上の同意をもって忠告の必要なことを認めた場合には、中央機関の委任を申請し、その委任同意を得てから、本人に対して忠告を行う。この委任申請に関する事務は、執行委員会が行う。
3. 除名および除名相当の一定期間の権利停止は中央機関のみが行い得る。支部委員会は、3 分の 2 以上の同意をもって中央機関に除名および除名相当の一定期間の権利停止の審査を申し出ることができる。大会に申し出る場合は 2 分の 1 以上の同意があればよい。この申し出に関する事務は、執行委員会が行う。
4. 以上の審査を行うにあたり、機関は監査委員会と連絡しなければならない。審査のための特別委員会を設けることができる。
5. 中央機関が直接に除名または除名相当の一定期間の権利停止を決定した場合には、執行委員会は、そのことを本人に通告するとともに、支部内への公示などの必要な事務を行わなければならない。

(不服申し立てとその審査)

第 61 条 忠告の処分に不服がある場合は、本人が大会、または、支部委員会もしくは中央機関に申し立て、再審査をうけることができる。この場合は、中央機関の委任をうけて決定した忠告処分については、再審査が終了するまで猶予される。

2. 除名の処分に不服がある場合は、中央大会に申し立て再審査を申請することができる。中央委員会から除名相当の一定期間の権利停止をうけ不服がある場合も、中央大会に申し立て再審査を申請することができる。
3. これら申し立てに関する事務のうち本人から申し出のあったものについては、執行委員会が処理しなければならない。

(復 権)

第 62 条 忠告をうけたものが、再審査の結果取消しが妥当と認められた場合は、処分を決定した機関の名によって忠告取消しが公示されなければならない。

2. 中央機関が除名、または除名相当の一定期間の権利停止を取消した場合は、執行委員会は、そのことを本人に通知するとともに、支部内への公示などの必要な

事務を行わなければならない。

第8章 付 則

(規約の変更)

第63条 この規約の変更は、組合員の秘密投票によって行う。そのさい組合員の過半数の同意を必要とする。ただし、その投票の前に大会の討論、決議を経なければ変更することはできない。

(諸 規 則)

第64条 この規約を実施するに必要な諸規則は、大会または支部委員会の承認をうけて制定または改廃することができる。

(効 力)

第65条 この規約は、過半数の組合員によって承認された日から効力を発生する。

2. 効力を発生したのちに加入したものと、それ以前の加入者との間には、全く何らの差別もない。

(解 散)

第66条 この支部は次の何れかの場合に解散する。

- (1) 国土交通労働組合が解散した場合。ただし、その場合にはただちに、執行委員長は、大会を召集して单一の組織を発足させる。
- (2) 大会において3分の2以上の同意があり、且つ、全組合員の4分の3以上の賛成のあった場合。
- (3) 組員数が全有資格者総数の5%以下に減少した場合。

(精 算)

第67条 この支部が解散した場合は、精算が行われる。

2. 清算人は、全監査委員、および大会の推薦した組合員の3名が指名される。

以下は規約の変更履歴を参考として付けています。

規約改正

1985年8月13日

1986年9月6日

1991年10月2日

2005年9月9日

2011年9月11日

経過

1952年 5月 1日	中央気象台職員組合規約発効。
1952年 6月 26日	人事院に登録。
1957年 5月 18日	気象庁職員組合と名称変更。
1957年 10月 5日	全国気象職員組合本庁支部規約採決。
1957年 10月 14日	全国気象職員組合本庁支部と名称変更。
1963年 8月 19日	全気象労働組合本庁支部と名称変更。
1966年 6月 22日	人事院関東事務局に登録。
1974年 12月 6日	全気象労働組合、地方本部制採用決定（9月）にともない、本庁、気象研究所、清瀬通信所、気象大学校、布佐送信所の各支部で組織委員会を設け、本庁支部規約を基礎に検討の結果下記の点が改正され東京地本規約が発効した。 1) 全気象労働組合東京地方本部と名称変更。 2) 第41条（役員の選出方法）で役員を代議員による選出に改正。 3) 第49条（分会の単位）改正。
1975年 6月 24日	人事院関東事務局に登録。
1975年 8月 2日	地本結成大会で討議された組合員の資格、大会の構成と代議員の任期、監査委員会の任務と権限など、文章表現の整理で改正。7月19日大会決定ののち、8月2日全組合員による投票によって発効。
1985年 8月 13日	第4条（8）、第16条第1項、第56条を改正。7月26日大会決定ののち、8月13日全組合員による投票によって発効。
1986年 9月 6日	第51条（1）を改正。8月26日大会決定ののち、9月6日

日全組合員による投票によって発効。

1991年10月 2日 第40条(2)を改正。8月29日大会決定ののち、10月2日全組合員による投票によって発効。

2005年 9月 9日 第4条(8)、第16条第1項、第28条第1項、第51条を改正。8月20日大会決定ののち、9月9日全組合員による投票によって発効。

2011年11月 1日 9月11日国土交通労働組合への移行に伴い、第3条(目的)、第5条(資格)を改正し、各条文における組織名称を変更する。

第32条(分会代表者会議の任務と構成)を改正し、分会代表者会議の開催頻度を削除する。

9月3日大会決定ののち、11月1日全組合員による投票によって発効。

2018年11月22日 第7条(3)、第8条第2項(3)を改正。9月1日大会決定ののち、11月22日全組合員による投票によって発効。